

インターネットと 人権の理解と 安全な活用

デジタル時代における権利保護と
安全対策

山口地方法務局人権擁護課



人権擁護委員制度
広報キャラクター

たばみん 

インターネットと人権の関係

インターネットの利便性

インターネットは学習やコミュニケーションなど多様な目的に欠かせないツールです。

人権侵害のリスク

匿名性により誹謗中傷やプライバシー侵害が発生しやすい環境が存在します。

差別と偏見の拡散

根拠のないデマや差別的発言が偏見を助長し、多くの人の心の安全を脅かします。

責任と法的対応

名誉毀損やプライバシー侵害には法律による処罰や損害賠償請求が適用されます。

人権擁護委員制度 広報キャラクター

たばみん*



インターネット上の主なトラブル事例

ネットいじめの影響

ネットいじめはグループ外しや悪口の拡散を伴い、被害者の生活に深刻な影響を与えます。場合によっては命の危険もあります。

誹謗中傷と責任

著名人への誹謗中傷は法的責任を問われる可能性があり、「ただの感想」「みんな書いている」は免責理由にはなりません。

個人情報流出の危険

写真から住所や学校が特定され、嫌がらせの被害が発生しています。プライバシー保護が重要です。

性的被害と差別投稿

SNSを通じた性被害やリベンジポルノ、差別的投稿は社会問題であり、偏見と対立を生み出します。

人権擁護委員制度 広報キャラクター

たばみん*



自分を守るためのポイント

個人情報の管理

SNS投稿時は個人情報や位置情報の公開を慎重に確認し、プライバシーを守る習慣が重要です。

プライベート情報の注意

仲の良い相手でも裸の写真や私的情報を送らず、トラブル防止を心がけましょう。

ネット上での対面時の注意

ネットで知り合った人に会う際は信頼できる大人に相談し、慎重に判断することが必要です。

思いやりと正確な情報発信

投稿や拡散前に内容の正確さと他人への影響を考え、思いやりある行動を心掛けましょう。

人権擁護委員制度 広報キャラクター

たばみん*



相手を傷つけないために

自分の投稿をチェックしましょう！！

- ・SNSに投稿する際は、感想などであっても、誹謗中傷になっていないかを見直す必要があります。
- ・他人の写真や情報は許可なく転載してはいけません。
- ・不確かな情報の拡散はしてはいけません。
- ・感情的な投稿は避け、一呼吸置いて考えましょう。

インターネットは、使い方ひとつで生活を豊かにも危険にもします。
私たち一人ひとりが「相手を思いやる気持ち」を持つことで、安心して利用できる環境が広がります。

人権擁護委員制度 広報キャラクター

たばみん*



困ったときの相談窓口と支援

法務局の人権相談窓口では、違法な投稿に対する削除要請や、適切な削除方法についての助言を受けることができます。また、インターネット人権相談受付窓口では、メールや電話で手軽に相談でき、被害の内容に応じた支援を提供しています。さらに、警察やサイバー犯罪相談窓口では、サイバー犯罪の疑いがある事案に対応し、必要に応じて捜査が行われます。問題となる投稿を見つけた場合は、URLやスクリーンショットを保存し、まずは身近な大人や学校の先生に相談しましょう。

★困ったときの相談窓口★

●こどもの人権110番
☎0120-007-110

●みんなの人権110番
☎0570-003-110

●法務局 人権相談
<https://www.jinken.go.jp/>



●インターネット・ホットラインセンター(違法・有害情報)
<https://www.internethotline.jp/>



●警察庁 サイバー犯罪相談窓口
<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html>



こども向け相談窓口一覧(暴力行為・いじめ関連)

令和8年1月現在

名称	所管等	電話番号・関連URL	概要
「相談窓口を探す」 コーナー	こども家庭庁	https://www.kodomo.cfa.go.jp/soudan/	こどもが抱える様々な困難(いじめ、心の悩み、人権侵害等)について、こども自ら悩みを相談でき、SOSを発信できる相談窓口の情報を掲載しています。
24時間子供SOSダイヤル	文部科学省	なやみいおう 0120-0-78310 (24時間年中無休) https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06112210.htm	いじめで困ったり、自分や友だちの安全に不安があったりしたときに、全国どこからでも、24時間いつでも、電話で相談できる窓口です(通話料無料)。 電話をかけた所在地の教育委員会の相談機関につながります。こどものほか、保護者などからの相談にも応じています。
こどもの人権110番	法務省	0120-007-110 (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken112.html	いじめや体罰、虐待など、こどもをめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専用相談電話です(通話料無料)。 電話は最寄りの法務局につながり、法務局職員又は人権擁護委員が相談に応じます。
チャット人権相談 (LINEじんけん相談、 こどもの人権SOSチャット)	法務省	<LINEアカウント名> 法務局LINEじんけん相談 <検索ID> @linejinkensoudan (平日8:30~17:15) https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00034.html	チャット形式(LINE)で人権相談ができます。 また、GIGAスクール構想による1人1台端末からも相談を受け付けています(こどもの人権SOSチャット)。
こどもの人権SOSミニレター (便箋兼封筒)	法務省	https://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken03_00013.html	全国の小中学校の児童生徒を対象に、便箋兼封筒付きのミニレターを配布しています。 返信は、法務局職員又は人権擁護委員が行います。
こどもの人権SOS-eメール (インターネット人権相談)	法務省	https://www.jinken.go.jp/goriyouannai_ch/	パソコン、スマートフォンなどからインターネットを利用して、いつでも人権相談することができ、後日、最寄りの法務局からメール、電話又は面談により回答します。
都道府県警察の少年相談窓口 (ヤングテレホンコーナー)	各都道府県警察	https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/soudan.html ※都道府県ごとに受付時間が異なります。	こどものことで悩みを抱えている御家族や、いじめ、犯罪等の被害に遭い、悩んでいるこども自身のための相談窓口です(都道府県によっては通話料が有料となります)。

インターネット上の書き込みなどに関する相談・通報窓口のご案内

対面
 電話
 メール
 チャット
 SNS
 左記マーク以外は各機関のWebフォームから相談

インターネット上の誹謗中傷やプライバシー侵害等のトラブルにあった

インターネット上の違法・有害情報を見つけた

解決策について相談したい

悩みや不安について話をしたい

心のSOS まもろうよこころ (厚生労働省)

www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro

生きるのがつらいほどの悩みや不安を抱えている方に対して、気軽に相談できる窓口を紹介しています。

違法薬物の販売情報、違法なわいせつ画像、児童ポルノ、爆発物・銃砲等の製造、殺人や強盗等の犯罪行為の請負・仲介・誘引、自殺の誘引・勧誘などを通報したい

どうしたらよいか分からない

ネット上の書き込み・画像を削除したい

書き込んだ相手に損害賠償を求めたい

身の危険を感じている／脅迫されている・犯人の捜査、処罰を求めたい

弁護士
または

法的トラブル解決のための「総合案内所」 **法テラス**

☎0570-078374 www.houterasu.or.jp

問合せ内容に応じて解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を案内します。経済的に余裕のない方を対象に無料の法律相談や弁護士費用等を立て替える制度があります(要件確認あり)。

サイバー犯罪の情報提供、相談窓口

警察または居住地のサイバー犯罪相談窓口

www.npa.go.jp/cyber/soudan.html

ネットトラブルの専門家に相談したい

人権問題の専門機関に相談したい

プロバイダ等に削除を促してほしい(民間機関)

有害情報も通報したい(民間機関)

迅速な助言

違法・有害情報相談センター(総務省)



www.ihaho.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などを迅速にアドバイスします。インターネットに関する技術や制度等の専門知識や経験を有する相談員が、人権侵害に限らず、様々な事案に対して幅広くアドバイスします。



削除要請・助言

人権相談(法務省)



☎0570-003-110 www.jinken.go.jp

相談者自身で行う削除依頼の方法などの助言に加え、法務局が事案に応じてプロバイダ等に対する削除要請(*)を行います。

※削除要請は専門的な知見を有する法務局が違法性を判断した上で行うものでありこの判断には時間を要する場合があります。



プロバイダへの連絡

誹謗中傷ホットライン



www.saferinternet.or.jp/bullying/

インターネット上の誹謗中傷について連絡を受け付け、一定の基準に該当すると判断したもについては、国内外のプロバイダに各社の利用規約等に沿った対応を促す連絡を行います。



迅速な削除の要請

セーフライン



www.safe-line.jp

インターネット上の違法情報や有害情報の通報を受け付け、国内外のサイトへの削除の要請や、警察等への通報を行います。リベンジポルノの被害に遭われた方、いじめの動画の通報も受け付けています。



サイトへの削除依頼

インターネット・ホットラインセンター(警察庁)



www.internethotline.jp

インターネット上の違法情報及び重要犯罪密接関連情報、自殺誘引等情報の通報を受け付け、ガイドラインに基づいて該当性の判断を行い、警察への情報提供とサイトへの削除依頼をします。



※上記機関以外に、一般的な情報セキュリティ(主にウイルスや不正アクセス)に関する技術的な相談に対してアドバイスを提供する窓口としてIPA「[情報セキュリティ安心相談窓口](#)」があります。

※上記のほか、学校や地方公共団体にある相談窓口も活用してください。

SNS上における暴力行為等の動画の投稿・拡散への
対応に関する相談窓口
(学校及び学校設置者向け)

① 違法・有害情報相談センター

インターネット上の誹謗中傷（嫌がらせ）の書き込みについて削除するにはどうすれば良いのか、書き込んだ相手を特定するにはどうしたらよいのかなど、インターネット上のトラブルについて適切に対応するためのアドバイスや関連の情報提供を行っています。

(URL) <https://ihaho.jp/>

② 法務局・地方法務局 人権擁護担当部署（別添）

別添において、法務局・地方法務局の人権擁護担当部署の連絡先を一覧にしています。インターネットによる誹謗中傷等、様々な人権問題について、法務局職員や人権擁護委員が相談を受け付けています（平日 8:30～17:15）。

③ 学校・警察連絡員、所在地の警察署又は都道府県警察本部の少年担当課

「いじめ問題への的確な対応に向けた警察との連携等の徹底について（通知）」において、暴力行為やいじめに関する日常的な情報共有・相談体制のため、学校・警察連絡員の指定の徹底が求められています。SNS上に暴力行為等の動画が投稿・拡散された際、その暴力行為等の事実確認や行為を行った児童生徒への対応に関する相談等がある場合、学校は、まずは学校・警察連絡員に御連絡ください。また、学校の設置者は、日常的に相談等を行っている都道府県警察本部の少年担当課に御連絡ください。